

●香川県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定を受けた施術者から廃止した旨の届出があった。

平成26年4月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止 年月日	指定番号	施 術 者	住 所	診療科目 (業務の種類)
平成25年 4月30日	香生施 375	三宅 育美	丸亀市塩飽町44番地1	あん摩・マッ サージ